石狩川水系石狩川（下流）

１．対象区間

種　別	河　川　名	起点(KP)	終点(KP)	延長(km)
幹　川	石狩川	0.0	136.7	136.7
支　川	茨戸川	0.0	20.2	20.2
支　川	真勲別川	0.0	2.0	2.0
支　川	石狩放水路	0.0	2.5	2.5
支　川	伏籠川	0.0	2.3	2.3
支　川	創成川	0.0	4.7	4.7
支　川	篠路新川	0.0	4.3	4.3
支　川	雁来新川	0.0	3.2	3.2
支　川	当別川	0.0	9.5	9.5
支　川	豊平川	0.0	21.0	21.0
支　川	厚別川	0.0	7.5	7.5
支　川	月寒川	0.0	0.9	0.9
支　川	望月寒川	0.0	0.2	0.2
支　川	篠津川	0.0	2.5	2.5
支　川	千歳川	0.0	44.8	44.8
支　川	旧夕張川	0.0	3.5	3.5
支　川	島松川	0.0	0.7	0.7
支　川	漁川	0.0	13.7	13.7
支　川	嶮淵川	0.0	7.2	7.2
支　川	夕張川	0.0	44.4	44.4
支　川	幌向川	0.0	7.6	7.6
支　川	幾春別川	0.0	38.3	38.3
支　川	旧美唄川	0.0	14.9	14.9
支　川	第二幹川	0.0	6.0	6.0
支　川	須部都川	0.0	2.1	2.1
支　川	美唄川	0.0	6.3	6.3
支　川	産化美唄川	0.0	13.2	13.2
支　川	奈井江川	0.0	4.0	4.0

種　別	河　川　名	起点(KP)	終点(KP)	延長(km)
支　川	空知川	0.0	120.8	120.8
支　川	徳富川	0.0	2.3	2.3
支　川	尾白利加川	0.0	2.8	2.8
支　川	雨竜川	0.0	79.0	79.0
支　川	大鳳川	0.0	15.0	15.0
支　川	恵岱別川	0.0	2.3	2.3
計				646.4

※空知川はダム区間を含む：滝里ダム KP49.7～63.7(L=14.0 km)、金山ダム KP101.7～114.7(L=13.0 km)

２．規制の方針

１）石狩川（下流）

KP68.0～136.7 は規制区間とする。

その他の区間は禁止区間とする。

〔理由〕

石狩川下流の河川改修は、流下能力不足を解消するため下流から計画的に堤防整備・河道掘削を実施している。

第 18 次計画期間中は、北村遊水地上下流（KP44.0～68.0）で流下能力を確保するため堤防整備・河道掘削を実施する計画となっており、掘削土は河川事業（北村遊水地周囲堤等）で利用するが、それ以外の砂利等については砂利採取が可能なことから、KP68.0～136.7 は規制区間とする。

その他の区間においては、流下能力が確保されている下流部の河床は安定しているが、河道維持のための掘削等は当面必要ないことから、継続して禁止区間とする。

２）豊平川

全区間を禁止区間とする。

〔理由〕

豊平川の河川改修は流下能力不足を解消するため下流から計画的に堤防整備・河道掘削を実施している。

第 18 次計画期間中は、厚別川で流下能力を確保するため河道掘削を実施

する計画となっているが、掘削土は河川事業（千歳川堤防等）で利用する。
流下能力が確保されている中・上流部の河床は低下傾向であり、河道維持のための掘削等は当面必要ないことから、継続して禁止区間とする。

3）千歳川
全区間を禁止区間とする。
〔理由〕
千歳川は必要な河道掘削は完了している。
河床は安定しているが、河道維持のための掘削等は当面必要ないことから、継続して禁止区間とする。

4）夕張川
全区間を禁止区間とする。
〔理由〕
夕張川の河川改修は、流下能力不足を解消するため下流から計画的に堤防整備・河道掘削を実施している。
第 18 次計画期間中は引き続き河道掘削を実施する計画となっているが、掘削土は河川事業（千歳川堤防等）で利用する。河床は安定しているが、河道維持のための掘削等は当面必要ないことから、継続して禁止区間とする。

5）幾春別川
全区間を禁止区間とする。
〔理由〕
第 18 次計画期間中に河道掘削を実施する予定はない。流下能力が確保されている上流部の河床は低下傾向であり、河川環境に配慮が必要であるため、継続して禁止区間とする。

6）空知川（ダム区間を除く）
全区間を禁止区間とする。
〔理由〕
全川にわたり流下能力が確保されており、当面河道掘削の予定はない。河床は安定しているが、河川環境に配慮が必要であるため、継続して禁止区間とする。

7）雨竜川

全区間を規制区間とする。

〔理由〕

雨竜川の河川改修は、人口・資産の集中している妹背牛町、秩父別町、幌加内町の市街地の整備を優先して実施している。

第 18 次計画期間中は、幌加内町市街部の流下能力を確保するため、鷹泊貯水池上流の河道掘削を実施する予定となっており、砂利採取が可能なことから、規制区間とする。

また、出水等による堆積など河道維持のための掘削等が必要な区間は砂利採取が可能なことから、全区間規制区間とする。

8）石狩川下流の支川（茨戸川、真勲別川、石狩放水路、伏籠川、創成川、篠路新川、雁来新川、当別川、厚別川、月寒川、望月寒川、篠津川、旧夕張川、島松川、漁川、嶮淵川、幌向川、旧美唄川、第二幹川、須部都川、美唄川、産化美唄川、奈井江川、徳富川、尾白利加川、大鳳川、恵岱別川）

全区間を禁止区間とする。

〔理由〕

第 18 次計画期間中に河道掘削を実施する予定はない。河床は安定しているが、河道維持のための掘削等は当面必要ないことから、継続して禁止区間とする。

３．総括表

種別	河川名	計画	方針	起点 km	終点 km	延長 km	保安区間（m） 堤防	護岸	床固	橋梁	堰等	水位観測施設	掘削基準河床及掘削基準断面	方針の理由等
幹川	石狩川	規制	禁止	0.0	68.0	68.0	－	－	－	－	－	－	－	採取可能な砂利等なし
幹川	石狩川	規制	規制	68.0	136.7	68.7	50m	30m	－	200m	200m	－	平水位	河川管理上支障のない範囲で採取可能
支川	茨戸川	規制	禁止	0.0	20.2	20.2	－	－	－	－	－	－	－	採取可能な砂利等なし
支川	真勲別川	規制	禁止	0.0	2.0	2.0	－	－	－	－	－	－	－	採取可能な砂利等なし
支川	石狩放水路	規制	禁止	0.0	2.5	2.5	－	－	－	－	－	－	－	採取可能な砂利等なし
支川	伏籠川	規制	禁止	0.0	2.3	2.3	－	－	－	－	－	－	－	採取可能な砂利等なし
支川	創成川	規制	禁止	0.0	4.7	4.7	－	－	－	－	－	－	－	採取可能な砂利等なし

種別	河川名	計画	方針	起点 km	終点 km	延長 km	保安区間（m）						掘削基準河床及掘削基準断面	方針の理由等
							堤防	護岸	床固	橋梁	堰等	水位観測施設		
支川	篠路新川	規制	禁止	0.0	4.3	4.3	－	－	－	－	－	－	－	採取可能な砂利等なし
支川	雁来新川	規制	禁止	0.0	3.2	3.2	－	－	－	－	－	－	－	採取可能な砂利等なし
支川	当別川	規制	禁止	0.0	9.5	9.5	－	－	－	－	－	－	－	採取可能な砂利等なし
支川	豊平川	規制	禁止	0.0	21.0	21.0	－	－	－	－	－	－	－	採取可能な砂利等なし
支川	厚別川	規制	禁止	0.0	7.5	7.5	－	－	－	－	－	－	－	採取可能な砂利等なし
支川	月寒川	規制	禁止	0.0	0.9	0.9	－	－	－	－	－	－	－	採取可能な砂利等なし
支川	望月寒川	規制	禁止	0.0	0.2	0.2	－	－	－	－	－	－	－	採取可能な砂利等なし

種別	河川名	計画	方針	起点 km	終点 km	延長 km	保安区間（m）						掘削基準河床及掘削基準断面	方針の理由等
							堤防	護岸	床固	橋梁	堰等	水位観測施設		
支川	篠津川	規制	禁止	0.0	2.5	2.5	－	－	－	－	－	－	－	採取可能な砂利等なし
支川	千歳川	規制	禁止	0.0	44.8	44.8	－	－	－	－	－	－	－	採取可能な砂利等なし
支川	旧夕張川	規制	禁止	0.0	3.5	3.5	－	－	－	－	－	－	－	採取可能な砂利等なし
支川	島松川	規制	禁止	0.0	0.7	0.7	－	－	－	－	－	－	－	採取可能な砂利等なし
支川	漁川	規制	禁止	0.0	13.7	13.7	－	－	－	－	－	－	－	採取可能な砂利等なし
支川	嶮淵川	規制	禁止	0.0	7.2	7.2	－	－	－	－	－	－	－	採取可能な砂利等なし
支川	夕張川	規制	禁止	0.0	44.4	44.4	－	－	－	－	－	－	－	採取可能な砂利等なし

種別	河川名	計画	方針	起点 km	終点 km	延長 km	保安区間（m）						掘削基準河床及掘削基準断面	方針の理由等
							堤防	護岸	床固	橋梁	堰等	水位観測施設		
支川	幌向川	規制	禁止	0.0	7.6	7.6	－	－	－	－	－	－	－	採取可能な砂利等なし
支川	幾春別川	規制	禁止	0.0	38.3	38.3	－	－	－	－	－	－	－	河川管理上支障となる
支川	旧美唄川	規制	禁止	0.0	14.9	14.9	－	－	－	－	－	－	－	採取可能な砂利等なし
支川	第二幹川	規制	禁止	0.0	6.0	6.0	－	－	－	－	－	－	－	河川管理上支障となる
支川	須部都川	規制	禁止	0.0	2.1	2.1	－	－	－	－	－	－	－	採取可能な砂利等なし
支川	美唄川	規制	禁止	0.0	6.3	6.3	－	－	－	－	－	－	－	河川管理上支障となる
支川	産化美唄川	規制	禁止	0.0	13.2	13.2	－	－	－	－	－	－	－	河川管理上支障となる

種別	河川名	計画	方針	起点 km	終点 km	延長 km	保安区間（m）						掘削基準河床及掘削基準断面	方針の理由等
							堤防	護岸	床固	橋梁	堰等	水位観測施設		
支川	奈井江川	規制	禁止	0.0	4.0	4.0	－	－	－	－	－	－	－	採取可能な砂利等なし
支川	空知川	規制	禁止	0.0	49.7	49.7	－	－	－	－	－	－	－	採取可能な砂利等なし
支川	空知川	規制	禁止	63.7	101.7	38.0	－	－	－	－	－	－	－	採取可能な砂利等なし
支川	空知川	規制	禁止	114.7	120.8	6.1	－	－	－	－	－	－	－	採取可能な砂利等なし
支川	徳富川	規制	禁止	0.0	2.3	2.3	－	－	－	－	－	－	－	採取可能な砂利等なし
支川	尾白利加川	規制	禁止	0.0	2.8	2.8	－	－	－	－	－	－	－	採取可能な砂利等なし
支川	雨竜川	規制	規制	0.0	79.0	79.0	20m	20m	－	200m	200m	－	平水位	河川管理上支障のない範囲で採取可能

種別	河川名	計画	方針	起点 km	終点 km	延長 km	保安区間（m）						掘削基準河床及掘削基準断面	方針の理由等
							堤防	護岸	床固	橋梁	堰等	水位観測施設		
支川	大鳳川	規制	禁止	0.0	15.0	15.0	－	－	－	－	－	－	－	採取可能な砂利等なし
支川	恵岱別川	規制	禁止	0.0	2.3	2.3	－	－	－	－	－	－	－	採取可能な砂利等なし

４．年次計画

種別	河　川　名	起点 km	終点 km	延長 km	掘削可能量 千m3	採取可能量 千m3	年　次　計　画	令和 7年	令和 8年	令和 9年	備　考
幹川	石　狩　川	68.0	136.7	68.7	960.0	600.0	許可又は許可の予定量	200.0	200.0	200.0	
							採取可能量中の許可又は許可の予定量	200.0	200.0	200.0	
							流下予定量	0.0	0.0	0.0	
支川	雨　竜　川	0.0	79.0	79.0	260.0	90.0	許可又は許可の予定量	30.0	30.0	30.0	
							採取可能量中の許可又は許可の予定量	30.0	30.0	30.0	
							流下予定量	0.0	0.0	0.0	

石狩川水系石狩川(下流)
豊平峡ダム・定山渓ダム・漁川ダム・夕張シューパロダム・新桂沢ダム・三笠ぽんべつダム・芦別ダム・滝里ダム・金山ダム

1.対象区間

種 別	河 川 名	起点(KP)	終点(KP)	延長(km)
支 川	豊平川(豊平峡ダム)	0.0	8.0	8.0
支 川	漁入沢川(豊平峡ダム)	0.0	2.7	2.7
支 川	小樽内川(定山渓ダム)	0.0	7.5	7.5
支 川	漁川(漁川ダム)	0.0	7.5	7.5
支 川	イチャンコッペ川(漁川ダム)	0.0	1.5	1.5
支 川	モイチャン川(漁川ダム)	0.0	1.0	1.0
支 川	ラルマナイ川(漁川ダム)	0.0	1.0	1.0
支 川	夕張川(夕張ｼｭｰﾊﾟﾛﾀﾞﾑ)	0.0	19.6	19.6
支 川	ﾊﾟﾝｹﾓﾕｰﾊﾟﾛ川(夕張ｼｭｰﾊﾟﾛﾀﾞﾑ)	0.0	13.1	13.1
支 川	ﾍﾟﾝｹﾓﾕｰﾊﾟﾛ川(夕張ｼｭｰﾊﾟﾛﾀﾞﾑ)	0.0	7.4	7.4
支 川	カネオペツ川(夕張ｼｭｰﾊﾟﾛﾀﾞﾑ)	0.0	3.3	3.3
支 川	白金川(夕張ｼｭｰﾊﾟﾛﾀﾞﾑ)	0.0	3.6	3.6
支 川	幾春別川(新桂沢ダム)	38.3	52.4	14.1
支 川	上一の沢川(新桂沢ダム)	0.0	4.1	4.1
支 川	桂沢盤の沢川(新桂沢ダム)	0.0	5.0	5.0
支 川	菊面沢川(新桂沢ダム)	0.0	3.4	3.4
支 川	熊追沢川(新桂沢ダム)	0.0	7.3	7.3
支 川	芦別水路(新桂沢ダム)	0.0	2.0	2.0
支 川	奔別川(三笠ぽんべつダム)	0.0	4.2	4.2
支 川	芦別川(芦別ダム)	0.0	7.3	7.3
支 川	キムン芦別川(芦別ダム)	0.0	5.1	5.1
支 川	キムン支水路(芦別ダム)	0.0	1.4	1.4
支 川	栄山川(芦別ダム)	0.0	0.7	0.7
支 川	惣芦別川(芦別ダム)	0.0	3.0	3.0
支 川	空知川(滝里ダム)	49.7	63.7	14.0
支 川	奈江川(滝里ダム)	0.0	1.1	1.1

種 別	河 川 名	起点(KP)	終点(KP)	延長(km)
支 川	尻岸馬内川(滝里ダム)	0.0	1.0	1.0
支 川	空知川(金山ダム)	101.7	114.7	13.0
支 川	ペンケアラヤ川(金山ダム)	0.0	1.2	1.2
支 川	フジノ沢川(金山ダム)	0.0	1.1	1.1
計				165.2

２.規制の方針

１）豊平峡ダム(豊平川、漁入沢川)

全区間を禁止区間とする。

(理由)

第 18 次計画期間中に堆砂掘削を実施する計画とはなっておらず、漁入沢川は採取可能な砂利等がないこと、豊平川は河川管理上の配慮から禁止区間とする。

２）定山渓ダム(小樽内川)

全区間を禁止区間とする。

(理由)

第 18 次計画期間中に堆砂掘削を実施する計画とはなっておらず、河川管理上の配慮から禁止区間とする。

３）漁川ダム(漁川、イチャンコッペ川、モイチャン川、ラルマナイ川)

漁川の漁川ダム管理区間 KP3.0～4.0 は規制区間とする。

漁川の漁川ダム管理区間 KP0.0～3.0、KP4.0～7.5

イチャンコッペ川、モイチャン川、ラルマナイ川は禁止区間とする。

(理由)

漁川に堆砂した土砂は河川事業に利用するが、利用土以外の土砂については砂利採取が可能である。ダム管理上支障とならない箇所に関しては貯水池維持管理を砂利採取にて対応するため漁川ＫＰ3.0～4.0 を規制区間とし、それ以外の区間は河川管理上の配慮から禁止区間とする。

イチャンコッペ川、モイチャン川、ラルマナイ川は第 18 次計画期間中に堆砂掘削を実施する計画とはなっておらず、採取可能な砂利等がないため、禁止区間とする。

４）夕張シューパロダム(夕張川、パンケモユーパロ川、ペンケモユーパロ川、 カネオペツ川、白金川)

全区間を禁止区間とする。

(理由)

第 18 次計画期間中に堆砂掘削を実施する計画とはなっておらず、パンケモユーパロ川、ペンケモユーパロ川、 カネオペツ川、白金川は採取可能な砂利等がないこと、夕張川は河川管理上の配慮から禁止区間とする。

５）新桂沢ダム(幾春別川、上一の沢川、桂沢盤の沢川、菊面沢川、熊追沢川、 芦別水路)

全区間を禁止区間とする。

(理由)

第 18 次計画期間中に堆砂掘削を実施する計画とはなっておらず、河川管理上の配慮から禁止区間とする。

６）三笠ぽんべつダム(奔別川)

全区間を禁止区間とする。

(理由)

建設中であり、ダム事業の支障となることから禁止区間とする。

７）芦別ダム(芦別川、キムン芦別川、キムン支水路、栄山川、惣芦別川)

芦別川 KP4.3～7.0、惣芦別川は規制区間とする。

芦別川 KP0.0～4.3、キムン芦別川、キムン支水路、栄山川は禁止区間とする。

(理由)

堆砂した土砂は河川事業に利用するが、利用土以外の土砂については砂利採取が可能である。ダム管理上支障とならない箇所に関しては貯水池維持管理を砂利採取にて対応するため芦別川 KP4.3～7.0、惣芦別川は規制区間とする。

キムン芦別川、キムン支水路、栄山川は第 18 次計画期間中に堆砂掘削を実施する計画とはなっておらず、河川管理上の配慮から禁止区間とする。

８）滝里ダム(空知川、奈江川、尻岸馬内川)

全区間を禁止区間とする。

(理由)

第 18 次計画期間中に堆砂掘削を実施する計画とはなっておらず、河川管理上の配慮から禁止区間とする。

９）金山ダム(空知川、ペンケアラヤ川、フジノ沢川)

空知川の金山ダム管理区間 KP113.8～114.7 は規制区間とする。

空知川の金山ダム管理区間 KP101.7～113.8、ペンケアラヤ川、フジノ沢川は禁止区間とする。

(理由)

ダム管理上支障とならない箇所に関しては貯水池維持管理を砂利採取にて対応するため空知川の金山ダム管理区間 KP113.8～114.7 を規制区間とする。

第 18 次計画期間中に堆砂掘削を実施する計画とはなっておらず、金山ダム管理区間ＫＰ101.7～113.8、ペンケアラヤ川、フジノ沢川は河川管理上の配慮から禁止区間とする。

３．総括表

種別	河川名	計画	方針	起点 km	終点 km	延長 km	保安区間（m） 堤防	護岸	床固	橋梁	堰等	水位観測施設	掘削基準河床及掘削基準断面	方針の理由等
支川	豊平川（豊平峡ダム）	規制	禁止	0.0	8.0	8.0	－	－	－	－	－	－	－	河川管理上支障となる
支川	漁入沢川（豊平峡ダム）	規制	禁止	0.0	2.7	2.7	－	－	－	－	－	－	－	採取可能な砂利等なし
支川	小樽内川（定山渓ダム）	規制	禁止	0.0	7.5	7.5	－	－	－	－	－	－	－	河川管理上支障となる
支川	漁川（漁川ダム）	規制	禁止	0.0	3.0	3.0	－	－	－	－	－	－	－	採取可能な砂利等なし
支川	漁川（漁川ダム）	規制	規制	3.0	4.0	1.0	－	－	－	－	－	－	－	河川管理上支障のない範囲で採取可能
支川	漁川（漁川ダム）	規制	禁止	4.0	7.5	3.5	－	－	－	－	－	－	－	河川管理上支障となる
支川	イチャンコッペ川（漁川ダム）	規制	禁止	0.0	1.5	1.5	－	－	－	－	－	－	－	採取可能な砂利等なし

種別	河　川　名	計画	方針	起点 km	終点 km	延長 km	保　安　区　間（m）						掘削基準河床及掘削基準断面	方針の理由等
							堤防	護岸	床固	橋梁	堰等	水位観測施設		
支川	モイチャン川（漁川ダム）	規制	禁止	0.0	1.0	1.0	－	－	－	－	－	－	－	採取可能な砂利等なし
支川	ラルマナイ川（漁川ダム）	規制	禁止	0.0	1.0	1.0	－	－	－	－	－	－	－	採取可能な砂利等なし
支川	夕　張　川（夕張シューパロダム）	規制	禁止	0.0	19.6	19.6	－	－	－	－	－	－	－	河川管理上支障となる
支川	パンケモユーパロ川（夕張シューパロダム）	規制	禁止	0.0	13.1	13.1	－	－	－	－	－	－	－	採取可能な砂利等なし
支川	ペンケモユーパロ川（夕張シューパロダム）	規制	禁止	0.0	7.4	7.4	－	－	－	－	－	－	－	採取可能な砂利等なし
支川	カネオペツ川（夕張シューパロダム）	規制	禁止	0.0	3.3	3.3	－	－	－	－	－	－	－	採取可能な砂利等なし
支川	白　金　川（夕張シューパロダム）	規制	禁止	0.0	3.6	3.6	－	－	－	－	－	－	－	採取可能な砂利等なし

種別	河川名	計画	方針	起点 km	終点 km	延長 km	保安区間（m）						掘削基準河床及掘削基準断面	方針の理由等
							堤防	護岸	床固	橋梁	堰等	水位観測施設		
支川	幾春別川（新桂沢ダム）	規制	禁止	38.3	52.4	14.1	－	－	－	－	－	－	－	河川管理上支障となる
支川	上一の沢川（新桂沢ダム）	規制	禁止	0.0	4.1	4.1	－	－	－	－	－	－	－	河川管理上支障となる
支川	桂沢盤の沢川（新桂沢ダム）	規制	禁止	0.0	5.0	5.0	－	－	－	－	－	－	－	河川管理上支障となる
支川	菊面沢川（新桂沢ダム）	規制	禁止	0.0	3.4	3.4	－	－	－	－	－	－	－	河川管理上支障となる
支川	熊追沢川（新桂沢ダム）	規制	禁止	0.0	7.3	7.3	－	－	－	－	－	－	－	河川管理上支障となる
支川	芦別水路（新桂沢ダム）	規制	禁止	0.0	2.0	2.0	－	－	－	－	－	－	－	河川管理上支障となる
支川	奔別川（三笠ぽんべつダム）	規制	禁止	0.0	4.2	4.2	－	－	－	－	－	－	－	ダム事業の支障となる

種別	河川名	計画	方針	起点 km	終点 km	延長 km	保安区間（m）						掘削基準河床及掘削基準断面	方針の理由等
							堤防	護岸	床固	橋梁	堰等	水位観測施設		
支川	芦別川（芦別ダム）	規制	禁止	0.0	4.3	4.3	－	－	－	－	－	－	－	河川管理上支障となる
支川	芦別川（芦別ダム）	規制	規制	4.3	7.3	3.0	－	－	－	－	－	－	－	河川管理上支障のない範囲で採取可能
支川	キムン芦別川（芦別ダム）	規制	禁止	0.0	5.1	5.1	－	－	－	－	－	－	－	河川管理上支障となる
支川	キムン支水路（芦別ダム）	規制	禁止	0.0	1.4	1.4	－	－	－	－	－	－	－	河川管理上支障となる
支川	栄山川（芦別ダム）	規制	禁止	0.0	0.7	0.7	－	－	－	－	－	－	－	河川管理上支障となる
支川	惣芦別川（芦別ダム）	規制	規制	0.0	3.0	3.0	－	－	－	－	－	－	－	河川管理上支障のない範囲で採取可能
支川	空知川（滝里ダム）	規制	禁止	49.7	63.7	14.0	－	－	－	－	－	－	－	河川管理上支障となる

種別	河川名	計画	方針	起点 km	終点 km	延長 km	保安区間（m）						掘削基準河床及掘削基準断面	方針の理由等
							堤防	護岸	床固	橋梁	堰等	水位観測施設		
支川	奈江川（滝里ダム）	規制	禁止	0.0	1.1	1.1	－	－	－	－	－	－	－	河川管理上支障となる
支川	尻岸馬内川（滝里ダム）	規制	禁止	0.0	1.0	1.0	－	－	－	－	－	－	－	河川管理上支障となる
支川	空知川（金山ダム）	規制	禁止	101.7	113.8	12.1	－	－	－	－	－	－	－	河川管理上支障となる
支川	空知川（金山ダム）	規制	規制	113.8	114.7	0.9	－	－	－	－	－	－	－	河川管理上支障のない範囲で採取可能
支川	ペンケアラヤ川（金山ダム）	規制	禁止	0.0	1.2	1.2	－	－	－	－	－	－	－	河川管理上支障となる
支川	フジノ沢川（金山ダム）	規制	禁止	0.0	1.1	1.1	－	－	－	－	－	－	－	河川管理上支障となる

４．年次計画

種別	河川名	起点 km	終点 km	延長 km	掘削可能量 千m3	採取可能量 千m3	年次計画	令和7年	令和8年	令和9年	備考
支川	漁川ダム 漁川	3.0	4.0	1.0	100.0	30.0	許可又は許可の予定量	10.0	10.0	10.0	
							採取可能量中の許可又は許可の予定量	10.0	10.0	10.0	
							流下予定量	0.0	0.0	0.0	
支川	芦別ダム 芦別川 惣芦別川	4.3 0.0	7.3 3.0	3.0 3.0	40.0	30.0	許可又は許可の予定量	10.0	10.0	10.0	
							採取可能量中の許可又は許可の予定量	10.0	10.0	10.0	
							流下予定量	0.0	0.0	0.0	
支川	金山ダム 空知川	113.8	114.7	0.9	200.0	60.0	許可又は許可の予定量	20.0	20.0	20.0	
							採取可能量中の許可又は許可の予定量	20.0	20.0	20.0	
							流下予定量	0.0	0.0	0.0	
	総計			7.9	340.0	120.0	許可又は許可の予定量	40.0	40.0	40.0	
							採取可能量中の許可又は許可の予定量	40.0	40.0	40.0	
							流下予定量	0.0	0.0	0.0	

※年度別の許可予定量は、河川管理者や漁業関係者等の関係団体と事前に調整を図ることにより、採取可能量の範囲内で増量できるものとする。